

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和7年3月7日

鴨川市長 長谷川 孝夫

#### 鴨川市条例第7号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例(平成17年鴨川市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第21条の2第3号中「前各号」を「前2号」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第21条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(鴨川市環境条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 鴨川市環境条例(平成17年鴨川市条例第122号)第59条

(2) 鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成17年鴨川市条例第124号)第26条

(3) 鴨川市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年鴨川市条例第5号)附則第5項から第8項まで

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例第21条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)

(これらの規定を同条例第22条第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。